

令和八年四月二十一日受領  
答 弁 第 九 号

内閣衆質二二一第九号

令和八年四月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員長妻昭君提出米国のイラン攻撃の法的評価と在日米軍に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出米国のイラン攻撃の法的評価と在日米軍に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（令和八年四月十日内閣衆質二二一第六号）二についてでお答えしたとおり、お尋ねの「その攻撃をしている国に対して、日本からの金銭的支援は可能か」及び「人的支援や武器あるいは物資の提供は可能か」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、例えば、平成二十七年五月二十六日の衆議院本会議において、安倍内閣総理大臣（当時）が「仮に、ある国家が何ら武力攻撃を受けていないにもかかわらず違法な武力の行使を行うことなどは、国際法上認められない行為を行っていることとなるものであり、我が国がそのような国を支援することはありません。」と述べているところである。

二について

お尋ねの「どのような対応をするのか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。